

大田市立病院経営改革コンサルティング業務に関する仕様書

1. 委託の名称

大田市立病院経営改革コンサルティング業務

2. 業務の目的

大田市立病院（以下、本院）はこれまで職員一丸となった様々な経営改善の取り組みにより、平成23年度以降の収益は確実に増加してきたが、新病院開院のときを向かえ、医業収益が減少する状況となった。一方で、医業費用については、後発医薬品の導入などで材料費の圧縮に努めているものの、医業従事者を確実に確保してきたことに加え、給与制度の改定などもあり給与費は増加傾向にある。また、単年度資金収支は未だプラスに転じていないことから、当院の経営状況は大変厳しい状況になっている。市民の期待に応え、将来にわたり良質な医療を提供し続けるためには、経営改善の取り組みを強化し、安定した経営基盤を確立する必要がある。

このため、本業務は、経営改善に向けた取り組みを一層推進するとともに、より実効性のある経営改善計画（更なる改革プラン）を策定していくことを目的として、専門的な知識、実績を有する事業者による診療・経営の分析、課題の抽出、改善計画の提案等のコンサルティング業務を委託するものである。

3. 委託期間

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

4. 委託業者に求める基本的事項

- (1) この業務を円滑に遂行するに当たり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (2) この業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。また、業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- (3) 過去5年間（平成27年度～令和元年度）に、200床以上の病院を運営している国、地方公共団体又は独立行政法人等において、経営コンサルティング業務の受注実績があること。
- (4) 経営課題の把握のために、本院の要請に応じて本院を訪問できること。また、電話、ファクシミリ、電子メール等を活用して、随時対応できる体制を確保できること。
- (5) この業務を遂行するに当たり、本院職員と緊密な連絡をとり適宜十分な打合せを行い、必要に応じて院内の会議等に出席すること。
- (6) 本仕様書の定めのない事項について、仕様書に定める業務に付帯して実施する必要がある業務については、柔軟に対応すること。なお、委託業務の範囲内の業務として取り扱うかどうか不明なものについては、本院と受託者との間で協議を行うこと。

5. 業務内容

業務の内容は、次の（１）から（４）とする。

（１）簡易経営分析業務

- ・ 本院の財務諸表、医事データ資料等に基づく簡易経営分析を行うこと。
- ・ 院内会議において、分析結果について報告を行うこと。

（２）詳細分析及び課題抽出

- ・ 以下の①、②について詳細な分析、課題抽出等を行うこと。
- ・ 詳細分析や課題抽出を行うにあたっては、職員ヒアリングを十分に行うこと。

① 本院から提案を求める分析内容

（ア）大田医療圏域における現在の状況と５年後、１０年後の患者動向予想と予想を踏まえた病院体制のあり方

- ・ 人口動態と将来推計患者数（入院・外来、年代別、疾病別、手術別等）、周辺医療機関の分析に関すること。
- ・ 適正な病棟編成とベッドコントロールに関すること。
- ・ リハビリテーションの機能体制と今後の方向性に関すること。
- ・ 将来推計患者数に対応する効率的な人員体制（診療ごとの医師数と看護師、セラピスト等医療従事者の適正配置数）に関すること。

（イ）診療報酬算定等収入に関すること

- ・ 入院基本料の取得と入院患者数に関すること（シミュレーションによる分析、課題抽出）。
- ・ 施設基準届出により収益が向上する可能性がある加算に関すること。

（ウ）費用削減に関すること

- ・ 診療材料費の適正確認、見直しに関すること。
- ・ 医療機器保守等委託費の適正確認、見直し、他病院比較に関すること。
- ・ 病院運営における非効率部分の確認、見直しに関する分析を行うこと。
- ・ 費用削減に関する分析結果及び対策等の職員への説明会を実施すること。

② 委託業者独自提案による分析・改善内容

（３）経営改善策の立案及び助言

- ① （２）の抽出課題を受けて、「収入の増加に関すること」、「費用削減に関すること」等について、具体的に実行可能な経営改善計画を、数値目標を示したうえで提案すること。なお、年度内に実行可能な計画については、下記（４）の報告を待たずに随時提案すること。
- ② 改善計画を実行するための方法を、項目毎に他病院の改善事例を示すなどし、具体的に提案すること。

（４）本院が開催する院内会議等での連携・報告業務

上記の経営分析・経営改善計画の提案について、院内会議等において報告を行うこと。

6. 業務体制

- （１）受託者は、本院の担当者と定期的な打ち合わせの上、業務を進めること。

- (2) 受託者は、経営改善計画の提案に向け、十分に調査及び分析等を行うとともに、他病院で行われている改善の取組事例や実績等について、必要に応じて業務に反映させること。
- (3) 受託者は本業務を履行するため、病院経営コンサルタントとして十分な経験、専門技術及び人格を有したスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること。

7. 成果品

本業務も成果品は、以下のとおりとし、本院の求めに応じて、紙媒体及び電子データで適宜提出すること。

- (1) 簡易経営分析報告書
提出期限 令和2年10月2日(金)
- (2) 中間報告(詳細分析及び課題抽出)
提出期限 令和2年12月19日(金)
- (3) 経営改善計画報告書(詳細分析・課題・改善策)
提出期限 令和3年1月29日(金)
- (4) 業務の遂行中に作成したデータ、打合せ記録等
- (5) 業務実施結果報告書(業務完了後の最終報告)

8. 業務委託料の支払い

業務委託料は、業務期間満了後、業務完了報告書を提出し、検査合格の後、請求書に基づき、請求日から30日以内に支払う。

ただし、中間報告完了後、業務委託料の50%を上限として請求することができる。

9. 特記事項

- (1) 本院が提供した情報及びこの業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託期間満了後においても同様とする。
- (2) 受託事業者は、この業務の委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (3) その他、この業務の実施に際して、この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、速やかに本院と受託者の間で協議の上決定するものとする。